

関税定率法等の一部を改正する法律

(平成一八年三月三十一日法律第一七号)

一、提案理由(平成一八年三月二日・衆議院財務金融委員会)

谷垣国務大臣 　ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取り締まりの強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、暫定関税率等の適用期限の延長等であります。

平成十八年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率の適用期限の延長等を行うこととしております。

第二は、税関における水際取り締まりの強化等であります。

外国貿易機等の積み荷、旅客等に関する事項の入港前の報告の義務化を行うほか、知的財産侵害物品の輸出取り締まりに係る制度の導入等を行うこととしております。

第三は、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定締結に伴う改正であります。

関税の撤廃等によるマレーシア産品の輸入量の増加により、国内産業に重大な損害を与える場合等に、マレーシア産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置の導入等を行うこととしております。

そのほか、個別品目の関税率等の改正、関税率表の品目分類に関する調整、無申告加算税についての割合の見直し等を行うほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一八年三月九日)

小野晋也君 　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取り締まりの強化等を図ることとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、平成十八年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率の適用期限の延長等を行うこととしております。

第二に、外国貿易に係る船舶及び航空機の積み荷、旅客等に関する事項の入港前の報告を義務づけるほか、知的財産侵害物品の輸出入取り締まりに係る制度の導入等を行うこととしております。

第三に、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定締結に伴う改正として、関税の撤廃等によるマレーシア製品の輸入量の増加により、国内産業に重大な損害を与える場合等に、マレーシア製品の関税率を引き上げることができるよう、関税の緊急措置の導入等を行うこととしております。

その他、個別品目の関税率の改正、関税率表の品目分類に関する調整等を行うこととしております。

本案は、去る二月二十八日当委員会に付託され、三月二日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、八日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年三月八日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保により一層努めること。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。

一 最近における国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤をはじめとする不正薬物、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性、F T A（自由貿易協定）の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続きを含めた今後の国際物流のあり方等を考慮し、職務に従事する税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性をめざした人材の育成等に特段の努力を行うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続きの適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性を十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一八年三月二九日）

池口修次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、暫定関税

率等の適用期限の延長、税関における水際取締りの強化、経済上の連携に関する日本政府とマレーシア政府との間の協定に伴う関税の緊急措置の導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、知的財産侵害物品等の水際取締りの必要性、今後の経済連携協定の方向性、日本の農業と関税政策との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年三月二八日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請の高まりに加え、F T A（自由貿易協定）の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続の適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。